

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第146回国会においては、本委員会から法律案1件を提出した。本委員会に付託された法律案はなく、第145回国会から継続していた法律案1件については継続審査となった。

また、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本委員会において委員会の審査を省略することに決し、本会議に上程され、可決、成立した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査等〕

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、育児休業をしている国会職員について、一般職の国家公務員に準じて期末手当等を支給しようとするものであり、全会一致で本委員会提出の法律案とされた。

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案は、国会議員が特定の者に不当に利益を得させる目的で、その地位を利用して他の公務員にあつせん行為を行う報酬として賄賂を收受すること等を処罰する等の措置を講じようとするものであり、第145回国会において本院議員から発議され、継続審査となっていたものであるが、12月15日に継続審査要求書の提出を決定した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定しようとするものであり、委員会の審査を省略し、本会議に上程することに決定した。

(2) 委員会経過

議院運営

○平成11年10月29日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び中小企業対策特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党	8人	民主党・新緑風会	5人
公明党	2人	日本共産党	2人
社会民主党・護憲連合	1人	自由党	1人
参議院の会	1人		計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	8人	民主党・新緑風会	4人
-------	----	----------	----

公明党……………2人
社会民主党・護憲連合……………1人
参議院の会……………1人

日本共産党……………2人
自由党……………2人
計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党……………8人
公明党……………2人
社会民主党・護憲連合……………1人
参議院の会……………1人

民主党・新緑風会……………5人
日本共産党……………2人
自由党……………1人
計20人

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党……………20人
公明党……………4人
社会民主党・護憲連合……………2人
参議院の会……………2人

民主党・新緑風会……………10人
日本共産党……………4人
自由党……………2人
二院クラブ・自由連合……………1人
計45人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党……………20人
公明党……………4人
社会民主党・護憲連合……………3人
参議院の会……………1人

民主党・新緑風会……………10人
日本共産党……………4人
自由党……………2人
二院クラブ・自由連合……………1人
計45人

中小企業対策特別委員会

自由民主党……………19人
公明党……………5人
社会民主党・護憲連合……………2人
参議院の会……………2人

民主党・新緑風会……………10人
日本共産党……………4人
自由党……………2人
二院クラブ・自由連合……………1人
計45人

○次の構成により**庶務関係小委員会**及び**図書館運営小委員会**を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党……………6人
公明党……………2人
社会民主党・護憲連合……………1人
参議院の会……………1人

民主党・新緑風会……………3人
日本共産党……………1人
自由党……………1人
計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○本会議における**内閣総理大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り 11月4日

・時間

自由民主党……………20分
公明党……………15分
社会民主党・護憲連合……………20分

民主党・新緑風会……………60分
日本共産党……………30分
参議院の会……………10分

・人 数

民主党・新緑風会…………… 2人	自由民主党…………… 1人
公明党…………… 1人	日本共産党…………… 1人
社会民主党・護憲連合…………… 1人	参議院の会…………… 1人

・順 序

1 民主党・新緑風会	2 自由民主党
3 公明党	4 日本共産党
5 社会民主党・護憲連合	6 参議院の会
7 民主党・新緑風会	

- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 会期を48日間とすることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年11月4日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員及び北海道開発審議会委員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員、社会保障制度審議会委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年11月10日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年11月12日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（西田吉宏君外9名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を委員会提出の法律案として提出することに決定した。
- 国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年11月17日（水）（第5回）

- 中小企業基本法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………10分

民主党・新緑風会……………15分

日本共産党……………10分

社会民主党・護憲連合……………10分

参議院の会……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年11月19日（金）（第6回）

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………10分

日本共産党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年11月24日（水）（第7回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年11月25日（木）（第8回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年12月1日（水）（第9回）

○北海道開発審議会委員の選任について決定した。

○次の件について松谷内閣官房副長官、林大蔵政務次官、大野厚生政務次官及び小坂郵政政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・国家公務員倫理審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

・検査官の任命同意に関する件

・国家公安委員会委員の任命同意に関する件

・日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

・電波監理審議会委員の任命同意に関する件

○原子力災害対策特別措置法案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分

公明党……………10分

日本共産党……………10分

社会民主党・護憲連合……………5分

参議院の会……………5分

- ・人数 各派1人
- ・順序 大会派順

○本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・日取り 12月1日
- ・時間

自由民主党……………10分
日本共産党……………10分
参議院の会……………10分

民主党・新緑風会……………20分
社会民主党・護憲連合……………10分

- ・人数 各派1人
- ・順序

- | | |
|------------|--------------|
| 1 民主党・新緑風会 | 2 自由民主党 |
| 3 日本共産党 | 4 社会民主党・護憲連合 |
| 5 参議院の会 | |

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年12月3日（金）（第10回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年12月9日（木）（第11回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年12月10日（金）（第12回）

○国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時間

民主党・新緑風会……………15分
社会民主党・護憲連合……………5分
参議院の会……………5分

日本共産党……………10分
自由党……………10分

- ・人数 各派1人
- ・順序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年12月13日（月）（第13回）

○次の件について斉藤科学技術政務次官、柳本環境政務次官、山本法務政務次官、大野厚生政務次官、鈴木運輸政務次官、小坂郵政政務次官及び長勢労働政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
- ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

- ・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
 - ・公安審査委員会委員の任命同意に関する件
 - ・社会保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
 - ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
 - ・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
 - ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年12月14日（火）（第14回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年12月15日（水）（第15回）

- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
 - 国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案（第145回国会参第21号）の継続審査要求書を提出することに決定した。
 - 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
 - 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（参第4号）

【要旨】

本法律案は、育児休業をしている国会職員については、一般職の国家公務員に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給しようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
3	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	西田 吉宏君 外9名 (11.11.11)	11.11.11	11.11.12			11.11.12 可決	11.11.12	11.11.18 可決	11.11.18 可決
4	国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 西田 吉宏君 (11.11.12)	11.12	11.12			11.12 可決	11.12	11.18 可決	11.18 可決